不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>指導又は指示に従わないときの保護の変更、停止、廃止</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>生活保護法第６２条第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>総合福祉部生活支援課生活保護係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td>新座市福祉事務所長事務委任規則第４条第１項</td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>【基準】
法第６２条第１項から第３項までの規定による。
（指示等に従う義務）
第六十二条　被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。
２　保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。
３　保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>令和４年１月１日設定（令和　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>